

平成26年度の国民年金保険料が決まりました

国民年金保険料は、物価水準などの変動に伴って毎年度改定されていますが、先日、厚生労働省より平成26年度の国民年金保険料が公表されましたのでお知らせします。

また、保険料の決定により保険料を前納（半年分や1年分などの保険料を先払いすることです。）した場合の割引額も決まりましたので、あわせてお知らせします。

① 平成26年度 国民年金保険料（平成26年4月～平成27年3月分まで）

- ・ **15,250円（月額）** ※前年度と比較して210円の引上げとなります。
（参考情報）平成27年度の保険料につきましても決定されています。
- ・ 平成27年度の保険料：**15,590円（月額）**（平成26年度の額から340円引上げされます。）

② 平成26年度 国民年金保険料の前納額及び割引額

- **6ヶ月分の前納**（平成26年10月～平成27年3月分）
口座振替の場合：90,460円（毎月納付書で納める場合より **1,040円** 割引されます。）
現金納付の場合：90,760円（毎月納付書で納める場合より **740円** 割引されます。）
※口座振替による平成26年4月～9月分の前納のお申込みは、2月末日で終了していますので、これからお申込みされる場合は、平成26年10月～平成27年3月分が対象となります。
お申込み期限：平成26年8月末日まで
- **1年分の前納**（平成26年4月～平成27年3月分）
口座振替の場合：179,160円（毎月納付書で納める場合より **3,840円** 割引されます。）
現金納付の場合：179,750円（毎月納付書で納める場合より **3,250円** 割引されます。）
※口座振替による平成26年度分の前納のお申込みは、2月末日で終了していますので、今後、前納の希望を予定されている方は、平成27年度分が対象となります。
平成27年度分（平成27年4月～平成28年3月分）のお申込み期限：平成27年2月末日まで
- **2年分の前納**（平成26年4月～平成28年3月分）
口座振替の場合：355,280円（毎月納付書で納める場合より **14,800円** 割引されます。）
・ 2年分の前納の納付方法は「口座振替のみ」となります。
広報おくしり2月号で、目安の割引額をお知らせしておりましたが、正式な割引額はこの金額となります。
※平成26年度～平成27年度分の前納のお申込みは、2月末日で終了していますので、今後、前納の希望を予定されている方は、平成27年度～平成28年度分が対象となります。
平成27年度～平成28年度分（平成27年4月～平成29年3月分）のお申込み期限：平成27年2月末日まで

国民年金保険料などに関することについては、お近くの年金事務所または役場担当窓口で、必要な書類や手続きの説明・ご相談の受付をしていますので、下記へご連絡または担当窓口までお越し下さい。なお、その際は、基礎年金番号が確認できるものをご用意下さい。

◆お問い合わせ先

日本年金機構 函館年金事務所 または 奥尻町役場 住民課国保年金係
(☎0138-56-1165) (☎2-3406)

平成26年4月から児童扶養手当などの支給額が改定されます。

児童扶養手当などの各種手当の支給額については、物価水準などの変動により改定されることになっていますが、平成26年度の各種手当額の決定基準となる物価状況が公表されたことにより、下記のとおり支給額が改定されますのでお知らせします。

平成26年度の各種手当額の改定内容（月額）

手 当 の 種 類		これまでの手当額 (平成25年10月～平成26年3月)	これからの手当額 (平成26年4月～平成27年3月)
児 童 扶 養 手 当	全 部 支 給	41,140円	41,020円 (▲120円)
	一 部 支 給	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円 (▲120円～▲30円)
特 別 児 童 扶 養 手 当	1 級	50,050円	49,900円 (▲150円)
	2 級	33,330円	33,230円 (▲100円)
特 別 障 害 者 手 当		26,080円	26,000円 (▲80円)

注) 全部支給とは手当額が減額されずに満額支給されている方です。

注) 一部支給とは前年の所得状況により手当額が一部減額されて支給されている方です。

※手当の改定額（減額分）についての説明

過去、平成12年度以降に物価水準が下落しても手当額は改定せず、据え置きされた時期があったため、当時改定されなかった分について、今後、二年間で段階的に解消することになりました。



○平成26年4月からは「▲0.7%」、平成27年4月からは「▲0.3%」となりますが、このほかに物価の変動割合も加えられたものになります。

このため、平成26年度については、前年の物価変動割合（+0.4%）を加えた、実質▲0.3%の改定となります。

◆手当の改定内容に関する詳しいことや各手当制度については以下にお問合せ下さい。

◆お問い合わせ先

奥尻町役場 住民課国保年金係 または 北海道檜山振興局 保健環境部社会福祉課
(☎ 2-3406) (☎ 0139-52-6651)

平成26年4月から ペースメーカーや人工関節等を 入れた方に対する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

医療技術の進歩により、ペースメーカー等^{*1}や人工関節等^{*2}を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。

※1 体内植え込み型除細動器（ICD）を含む ※2 人工骨頭を含む

◎ペースメーカー等を入れた方（心臓機能障害）

平成26年3月まで

一律1級に認定

平成26年4月から

1級、3級、4級のいずれかに認定^{*3}

※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定（次頁参照）

◎人工関節等を入れた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】
一律4級に認定

【足関節】
一律5級に認定

平成26年4月から

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定^{*4}

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定^{*4}

※4 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（次頁参照）

ペースメーカー等の具体的な判断基準

○心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1 級

- ・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）^{※1} でペースメーカー等を体内に入れた方
- ・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）^{※1} でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ^{※2}未満の方

3 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方

※1 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード

※2 身体活動能力を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

○なお、体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。

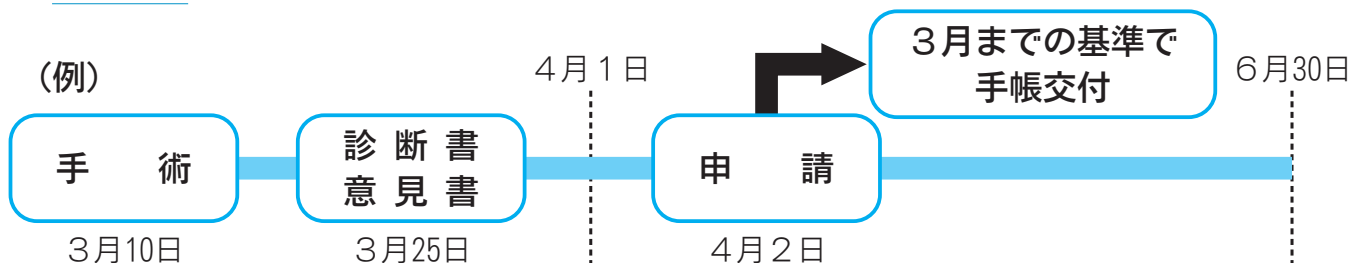
○再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。

○体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。

○先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）により体内に入れた方については、従来どおり1級です。

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
☎011-231-4111（代表）